

農地法関係の申請にかかる処理スケジュール

1 はじめに

農地は農業の生産基盤であると同時に、水資源のかん養や国土保全など、その多面的機能を有する有益な国土資源であることから、売買や貸借、さらには宅地や山林など他の用途に変更（農地転用）する場合は、他の不動産とは異なり、農地法の許可が必要です。

許可申請は、市町村の農業委員会に提出することになっています。

農業委員会では、農地の権利取得者として適格か、農地転用事業の確実性など、法律に基づき様々な観点から審査することになっています。

2 権利移動の態様と農地法の規制条項

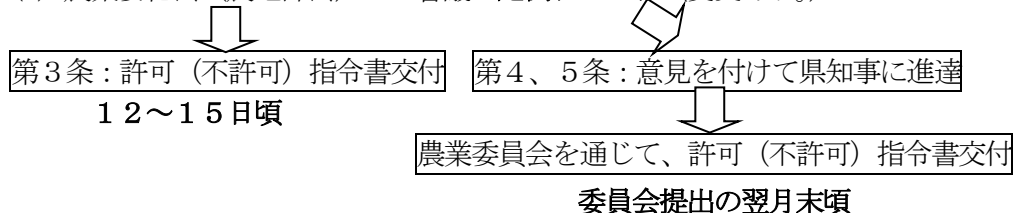
農地	売買・貸借等の権利移動	耕作目的（農地のまま）・・・農地法第3条
		他用途に変更（転用）・・・農地法第5条
	権利移動を伴わない転用	・・・農地法第4条

3 許可権者と申請先

農地法の規制条項	許可権者	申請書の提出先
第3条	その農地のある農業委員会	左記と同じ
第4条	県知事	その農地のある農業委員会
第5条	県知事	その農地のある農業委員会

4 農業委員会の作業スケジュール

- (1) 申請書締切日：毎月25日（閉庁日の場合は次の開庁日。）
これ以降に申請があった場合の審議は翌月となります。
- (2) 申請書の記載内容の審査：約10日間
- (3) 現地調査：26日～翌月3日の間
- (4) 農業委総会（農地部会）での審議：定例日10日（変更あり。）



5 農地法関係の申請にかかる標準処理期間（通常要すべき標準的な期間）

申請書受付からおおむね30日（第3条の許可（不許可）指令書交付。第4、5条の県知事への進達）

※上記の許可を受けるためには満たすべき様々な要件がありますので、申請前に

農業委員会事務局までご相談下さい。